

第 1 回岡崎市特別職報酬等審議会会議録

- 1 日 時 令和 2 年 12 月 10 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 35 分
- 2 場 所 岡崎市役所東庁舎 4 階 第 2 来賓室
- 3 出席者 稲垣栄子委員、大林市郎委員、加藤智子委員、神尾明幸委員、
柴田匡司委員、原田真典委員、山本尚樹委員
- 4 欠席者 中村孝弘委員、山崎千鶴委員、吉田修委員
- 5 事務局 鈴木総務部長、戸谷人事課長、深谷人事課主任主査、
中村人事課主任主査
- 6 議 題
 - (1) 会長の選出及び会長職務代理者の指名について
 - (2) 会議の公開・非公開について
 - (3) 資料説明並びに質疑応答
 - (4) 次回以降の審議会の日程等について

(1) 会長の選出及び会長職務代理者の指名について

発言者	議 事 録
	岡崎市特別職報酬等審議会条例第 4 条第 1 項の規定により、委員による互選の結果、岡崎商工会議所会頭の大林市郎委員が会長に就任 同条第 3 項の規定により、会長が指名した岡崎市総代会連絡協議会会長の神尾明幸委員が会長職務代理者に就任

(2) 会議の公開・非公開について

発言者	議 事 録
会長	岡崎市特別職報酬等審議会の開催を宣言。 審議会の公開・非公開について審議する。 (審議)
会長	当審議会の会議については非公開とし、会議録については発言者氏名が入らないものを公開することに決定する。

(3) 資料説明並びに質疑応答

発言者	議 事 録
事務局 会長	(資料の説明) 事務局説明に対して、審議のポイントを整理する。 議会の状況や、市民感情を考慮して報酬を審議するという観点もあろうかと思われるが、審議会は客観的な事実に基づいて議論をするべきである。 過去の報酬の推移については、例えばリーマンショックにあたり経済的に厳しい状況であったことに伴い、報酬を減額した。一方でリーマンショック後の経済が回復しても報酬は据置きであった。経済情勢の変化に併せて報酬額を回復するべきであるという観点から、議論を重ねて報酬を引き上げるようにしてきた。 報酬額の指標としては主に3点である。 ・ 県内他市や中核市との比較 ・ 人事院勧告 ・ 財政力指数等の市の財政状況 コロナ禍において来年も経済状況が厳しい状況が見込まれるが、一方で税収の状況は直ちに極端な減収をしていない。 客観的な事実に基づいて審議を行う。税収が落ち込むことは予想されるが、客観的なデータが出ていないという状況で、結論が出しにくいながら審議していただくことになる。 各委員のご意見を伺いたい。
委員	市税の収入の見込みがポイントになると考える。法人税の改定の影響があるものの、それを除けば大きく変わらない。 コロナ禍において、議会・臨時会が多く行われており、市長、議会が尽力していることを考慮しても据置きが妥当と考える。
委員	報酬は労働の対価であり、どういう労働が行われたかという点と財政状況を考慮すべきと考える。令和2年度はそれほど税収の落ち込みはないかもしれないが、それでも税収が下がっていくことを踏まえてどう判断するべきか。
委員	議員の活動状況に関する資料が事務局から提示されているが、労働の対価という観点は評価しづらい。

	政務活動費については、多く支出されていると活発に活動していると言えるが、岡崎市は政務活動費を押さえている現状がある。
委員	報酬を下げるべきという市民感情に応えるかどうかは、特例措置で議会と市長が責任を持って議会で審議していただければよい。政務活動費は不正が問題になりやすい点もあるが、使途を明確にして活発に使っていけばよいと考える。 税収減の影響はかなりあると思われるが、税収減を直ちに報酬減に結び付けなくてもよいのでは。基本報酬は人事院勧告が客観的な指標になるので待ってもよいと考える。コロナ禍で先が見えないという不透明な状況であり、審議会は来年も開催するという条件で報酬を据置きにするのが妥当と考える。
委員	今年度の報酬は据置きで、来年度審議会を開催するのがよいと考える。来年度には判断材料が出てくると思われるので、その内容をもって審議するのがよいと考える。
委員	一般市民としては、市長や議員の報酬までなかなか目が行き届かないが、中核市である岡崎市の市長・議員はそれなりの対価を報酬として受けるべきだと考える。
委員	リーマンショックの際に減額しているが、一回減額するとなかなか増額とはならない。中核市なのである程度の報酬額をみていくべきだと考える。 議員の活動は何をどのくらいやっているのかは、客観的に判断しづらい。 人事院勧告は客観的な判断材料になるが、今年度は据え置かれている。コロナの状況は先が見えないのですぐには判断できない。報酬を減額することによって、市長、議員の担い手がなくなることを懸念している。
事務局	欠席委員の意見を報告する。 A委員 未曾有の災害に匹敵するコロナ禍において適切な審議・答申が重要であるが、コロナ禍の終息、財政への影響範囲・規模が見通せない状況であり、昨今の市政に「拙速さ」を感じる状況を勘案し、 ①「審議の延期」あるいは「据置き」を提案

② 付帯意見として令和３年度の継続審議または令和３年度設置を希望する

B委員

民間でも下がっているため下げるのが妥当と考えるが、リーマンショックの際に行った過去の状況も参考にしてはどうかと考える。

① ２年前に上げた分を減額する（0.5%程度）。付帯意見として、改定額の妥当性を確認するために来年度も審議会を開催する。

② 据置きとする場合は、執行部と議会において減額措置を検討するのはどうか。

C委員

歳入減を考慮すると減額が妥当と思われるが、よりどころになるデータがないので、データが出てくるのを待つという考え方もある。

① 減額する場合は一律 3,000 円。3,000 円の根拠はないので、翌年も審議し妥当性を検証する。

② 据置きとする場合は、執行部と議会において減額措置を検討するのはどうか。

委員 コロナ禍における市民感情というのは、コロナ禍による税収減のデータが出て、データを反映した減額を行うというのでよいのではないか。

会長 減額にしても根拠になるデータがないので来年度開催、据置きにしても来年度開催というところで意見が一致している。

据置きか減額かということだが、減額したとしても翌年見直す、減額の幅の妥当性を判断する客観的なデータがないとなればどのように考えればよいか、意見を伺いたい。

委員 データが出ていないのであれば、今の状況で考えるべきであり、今下がっていないのであれば、現状据置きが妥当と考える。

会長 意見もまとまったようなので、採決する。
市長・副市長・議長・副議長・議員の給料・報酬はすべて据置きということでよろしいか。

（全員挙手）

	据置きで決する。
委員	市議会では以前より活性化していると感じている。市議選挙では 37 議席に対して 53 名立候補された。議員の仕事を魅力的に感じる方が多いのは有難いことであり、報酬もそれなりになるべきである。議員の報酬は審議会ですべて守っていきたい。
事務局	市長が給料・退職手当を減額されることはご自身の判断で議会で諮られるべきことと考える。
委員	特例で減額する対応について、議会と執行部で検討していただけたらという意見があった。特例での減額は審議会の審議事項ではないが、議会での減額の検討を付帯意見とするか、ご意見があれば伺いたい。
委員	現在の財政は健全、来年度の財政状況は厳しいということで、来年度の審議会の中でデータに基づいて減額について審議していく。審議会として減額を付帯意見として提出する必要はないと考える。
委員	リーマンショックの際に報酬を下げた、景気が回復したら報酬を上げるという点については約束されないのであれば、審議会はデータに基づいて来年の状況をみて減額を検討していくべきである。
委員	データを元にして検討していくべきであって、来年厳しくなるのであれば来年のデータの中で考える。データがない中での減額は議会で自発的に行われることはあっても、審議会では意見するものではないと考える。
委員	審議会の審議事項以外の内容について、付議していくのは誤解を招く恐れがある。市民感情という観点もあるかと思われるが、それについては議会で審議していただくべきこと。
委員	議会の皆さんは市民感情に敏感に反応しなければならないかもしれないが、審議会は基準を持って判断してきた。基準は一貫性を持つべきである。
委員	いい仕事にはいい報酬とするべき。
委員	サービス提供が悪くなってきた状況で報酬の見直しを検討するということはあり得るが、今回はそれにはあたらない。
会長	審議会の方向性は決定したので、次回は答申書の内容をまとめしていく。

(4) 次回以降の審議会の日程等について

発言者	議 事 録
事務局	第 2 回審議会を 12 月 14 日（月）の午後 2 時からの開催で進めたい旨を説明。
会長	第 1 回審議会の閉会を宣言